

＜令和5年度の人勧分について＞（追補）

令和6年3月8日、「公定価格に関するFAQ」第24版が示され、処遇改善に関する追加問が2問設けられました。本書の刊行はこのFAQの公表前であったため、これについて触れておりませんが、令和5年度の処遇改善を実施するにあたっては触れておく必要があるため、説明を補足いたします。

なお、すでに本書に記載している内容の説明はできるだけ割愛していますので、ご了承ください。

1. 「公定価格に関するFAQ」Q221（下線は筆者。表記は原文ママ。一部誤植と思われる部分は筆者が修正。）

【問】処遇改善等加算の起点賃金水準に含まれる「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分（以下、「人件費の改定分」という。）の算式で算定した金額と「令和5年度当初予算の公定価格に基づいて計算した金額と令和5年度補正を反映した公定価格に基づいて計算した金額との差額（以下、「改定による影響額」という。）」を比較した場合、「人件費の改定分」の金額の方が大きいですが、どのように対応すれば良いか。

【答】令和5年度補正予算による公定価格の増額分は令和5年人事院勧告に伴う人件費の増額であるため、基準年度が4年度である場合、改定による影響額を人件費の改定分として取り扱って差し支えありません。なお、基準年度が令和3年度の場合は、令和5年度の当該差額に、「6.4%（基準年度が令和3年度の場合の人件費改定分に係る改定率）／5.2%（基準年度が令和4年度場合の人件費改定分に係る改定率）」の割合を乗じて算出した額を使用しても差し支えありません。また、基準年度が令和2年度以前の場合も、この考え方に準じて算定していただくことは差し支えありません。この金額から法定福利費等の事業主負担分の増加分を除いたものを人件費の改定分としてください。

また、上記の方法によるほか、事務負担が大きい場合には、人件費の改定分の＜算式1＞に0.9の調整率を乗じて算定して差し支えありません。具体的には、以下の計算式となります。この金額から法定福利費等の事業主負担分＜算式2＞を除いたものを人件費の改定分としてください。

＜算式＞「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×{「増額改定に係る改定率」
÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」}×0.9（調整率）

なお、上記2つの算定方法を用いるに当たって、人件費の改定分（調整率を乗じる前）と改定による影響額を比べていただく必要はありません。

【例】※他の加算は適用しないとした場合

保育所(20人定員、20%地域)、処遇Ⅰの加算率：15%

各月の利用子ども数：4歳以上児（標準時間）：20人

(人勧反映前) 基本分単価：126,460円 処遇改善等加算Ⅰ単価：4歳以上児（標準時間）：1,240円

(人勧反映後) 基本分単価：131,550円 処遇改善等加算Ⅰ単価：4歳以上児（標準時間）：1,290円

①改定による影響額を用いた場合 単価の差額：(5,090+(50×0.15×100))×20×12=1,401,600円

②人件費の改定分の算式に0.9の調整率を乗じて算定した場合

・4歳以上児（標準時間認定）：4,644,000×0.052÷0.15×0.9=1,448,928円

※加算当年度の加算Ⅰの（増額改定を反映させた）加算額：1,290円×0.15×100×20人×12月=4,644,000円

令和5年度の当初単価と遡及改正単価の差異は人勧による影響額ですから、すべての条件を同じにして算定した「当初単価による委託費・施設型給付費の算定額」と「遡及改正単価による委託費・施設型給付費の算定額」の差額が、人勧分に相当します。しかしこの算定を行うためには多大な事務負担が予想されることから、増額改定に係る改定率と算式（「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×{「増額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」}）を示すことで事務作業の簡素化を図っています。この算式を使用することにより、令和5年度の場合、例えば加算Ⅰ加算率15%の施設では、加算Ⅰの加算額総額÷15×5.2を算定することで、実際の差額の近似値を算定することとされていました。

ところが令和5年度は5.2%相当額が実際の差額を上回る施設が生じ、無視できない程度の乖離が生じたために、対応方法として5.2%相当額から1割を減じる計算式が示されたものと考えられます。

結論として、人勧分として支給する必要がある最低限度の額は、次のような手順で求めます。

1. 加算Ⅰの4.68%相当額（5.2%相当額×90%）を算出する（②の計算方法）
2. 遡及改正単価による委託費・施設型給付費の年間総額（今年度の実収入額）を算出する
3. 当初単価を適用した場合の委託費・施設型給付費の年間総額を算出する
4. 「2の額－3の額」を算出する（①の計算方法）
5. 1の額と4の額を比較し、小さい額が最低額となる
6. 5の額から社会保険料等事業主負担額を控除して配分、支給する

多くの場合は1の額が最少額になることが想定され、2～5の手順を割愛して1の額をそのまま使用することも可能ですが、正確なところは施設ごとに計算してみなければわからないのが実情です。

また、「当初単価による委託費・施設型給付費の算定額」と「遡及改正単価による委託費・施設型給付費の算定額」の差額を用いる場合（①の計算方法の場合）、加算Ⅱ・Ⅲは遡及改正単価による算定額を別途支給しますので、理論的には総額から加算Ⅱ・Ⅲを除外して算定する必要があるはずですが、その点については触れられていません。

2. 「公定価格に関するFAQ」Q2221（下線は筆者。表記は原文ママ。）

【問】「No.221」について、改定による影響額を用いた場合、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの新規事由がある場合の特定加算見込（実績）額はどのように算定すればいいでしょうか。

【答】令和5年度補正予算による公定価格の増額分には、処遇改善等加算のうち特定加算額の増額分も含まれています。このため、当該増額分を（基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分）と特定加算見込（実績）額で二重にカウントすることを防ぐため、この場合の特定加算見込（実績）額は、令和5年度補正予算反映前の処遇改善等加算の単価を用いて算定を行ってください。

【実績報告書における記載例】※他の加算は適用しないとした場合

保育所(20人定員、20%地域)、処遇Ⅰの加算率：15%、加算Ⅰ新規事由に係る加算率：2%

各月の利用子ども数：4歳以上児（標準時間）：20人

（人勧反映前）基本分単価：126,460円 処遇改善等加算Ⅰ単価：4歳以上児（標準時間）：1,240円

（人勧反映後）基本分単価：131,550円 処遇改善等加算Ⅰ単価：4歳以上児（標準時間）：1,290円

単価の差額： $(5,090 + (50 \times 0.15 \times 100)) \times 20 \times 12 = 1,401,600$ 円

特定加算実績額： $1,240 \times 0.02 \times 100 \times 20 \times 12 = 595,200$ 円

別紙様式6

(2) 加算実績額

②特定加算実績額：595,200円

(3) 賃金改善等実績総額

⑨基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分：1,401,600円

（※実際には、左記の金額から法定福利費等の増加分を除いた金額を記載）

本来、加算Ⅰ新規事由による特定加算額は、遡及改正単価による加算Ⅰ総額をもとに割合で算定します。例えば上の例にあるように特定加算額の率が2%の場合には、遡及改正単価による加算Ⅰ総額を「加算率×100」で除して1%相当額を算出し、これに2を乗ずることで算定できます。

一方**【問】**221では、人勧分を「当初単価による委託費・施設型給付費の算定額」と「遡及改正単価による委託費・施設型給付費の算定額」の差額とすることも認めています（**【問】**221の①の計算方法）。しかし人勧の増額改定は、基本単価のみならず、各種の人件費に係る加算や加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲにも影響します。例えば人勧の増額改定により、主任保育士専任加算は基本分だけでなく、その加算Ⅰの単価も増額されます。そのため総額の差額には加算Ⅰの増額分を含んだ額が計算され、人勧分として支給されることとなります。

加算Ⅰ新規事由がある場合には人勧分に加えて特定加算額が支給対象となりますが、人勧分には加算Ⅰの増額改定分も含まれるため、特定加算額を遡及改正単価から計算すると特定加算額に係る増額改定分が二重に計算されることとなります。そこで人勧分の算定に「当初単価による委託費・施設型給付費の算定額」と「遡及改正単価による委託費・施設型給付費の算定額」の差額を適用した場合に限り、特定加算額の算定には当初単価を適用すべきことが示されたのが、この**【問】**222の趣旨です。

なお人勧改定率に0.9を乗ずる計算方法は、現在のところ令和5年度のみについて述べられたものであることに、注意が必要です。

文責：松本 和也